

村の世帯・人口

昭和50年10月末日現在

総世帯数 2,989 戸

人 口 13,016人

男 6,615人

女 6,401人

10月の人口移動

出生 35 死亡 7

転入222 転出 72

婚姻 5 離婚 1



広報にしはら

発 行 所

西 原 村 役 場

電話 (098995) 5011

5013・5012

印 刷

桑 江 印 刷 所

電話 (098995) 2365

一、村政情報

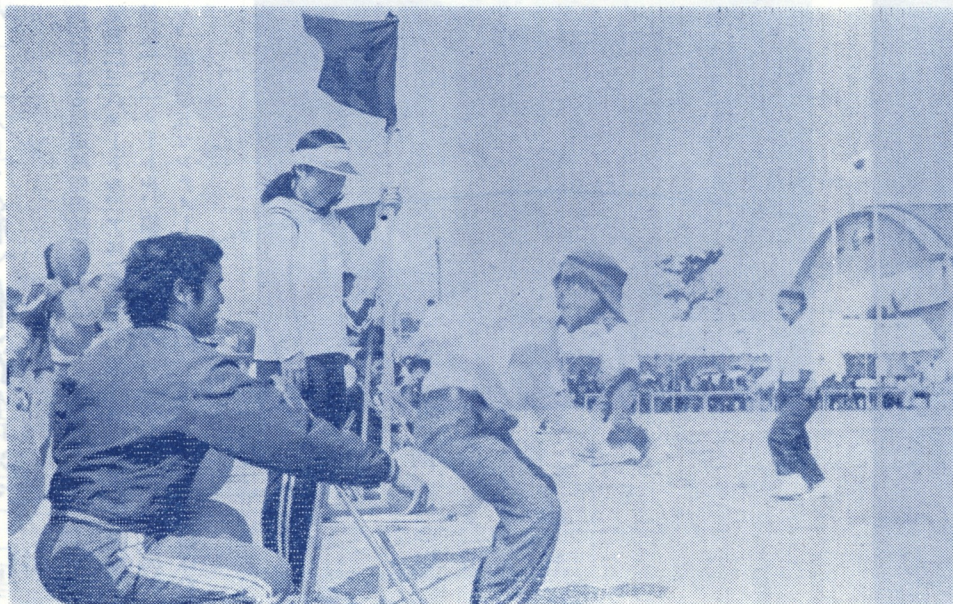
- ①兼久地内道路（村道十
九号線）側溝舗装工事1
2
- ②昭和五十年製糖期前の
道路補修予定表……………2
- ③本村の昭和五十年国調
人口一万二千三百十二
人……………3

二、村民の広場

- ①村スポーツ少年団
九チームに団旗が授
与される……………4
- ②今日の農村社会の発
展のため……………4
- ③第十六回全国体育指
導委員研究協議会に
参加して……………5
- ④知念高等学校PTA
西原支部結成される……………6
- ⑤花咲く老人パワー第
一回老人運動会盛況……………6
- ⑥内間出身の呉屋真莉
帰郷……………7

三、告知板

- ①経営移譲年金いよいよ
来年から支給開始……………8
- ②改正された公職選挙
法……………9
- ③高校生の生活指導
（飲酒、喫煙）につ
いての協力願……………9



第一回老人運動会より

(村道十九号線)側溝舗装工事

なもの。

着実な年度計画で、一メートル、

地域住民からも喜ばれています。



(2)

昭和50年製糖期前の道路補修予定表

(建設課)

11月4日	火	幸	地	27	木	小橋川、内間	18	木	安	室
5	水	幸	地	28	金	内 間	19	金	桃	原
6	木	棚	原	29	土		20	土		
7	金	棚	原	30	日		21	日		
8	土						22	月	池	田
9	日						23	火	池	田
10	月	徳 佐 田	12月1日	月	掛 保 久		24	水	小 波 津	
11	火	徳佐田、森川	2	火	嘉 手 苅		25	木	小 波 津	
12	水	森 川	3	水	崎 原		26	金	車 輦 整 備	
13	木	千 原	4	木	仲 伊 保		27	土	御 用 納	
14	金	千 原	5	金	仲 伊 保		28	日		
15	土		6	土			29	月		
16	日		7	日			30	火		
17	月	上 原	8	月	伊 保 の 浜		31	水		
18	火	上 原	9	火	伊 保 の 浜	1月5日	月			
19	水	呉 屋	10	水	小 那 覇	6	火			
20	木	翁 長	11	木	小 那 覇	7	水			
21	金	翁 長	12	金	兼 久	8	木			
22	土		13	土		9	金			
23	日		14	日		10	土			
24	月	代 休	15	月	与 那 城	11	日			
25	火	津 花 波	16	火	我 謝	12	月			
26	水	小 橋 川	17	水	我 謝	13	火			

各部落の協力体制

- (1) 事前に草刈作業を実施してもらうこと。
- (2) 事務担任者又は代理人は運転手と連絡をとって補修カ所を選定してもらうこと。
- (3) グレーダーでのコーラル敷均し後側溝等の清掃の必要がありますので部落民の手伝いが願えたら助かります。

その他の事項

- (1) 予定日が雨天、その他の理由で実施できない場合は来年1月以降に実施する。
- (2) 草刈作業をしてないカ所については補修しない場合もありうる。
- (3) 日程変更を希望する部落は事前に建設課に連絡すること。
- (4) ヒューム管、石積カ所等必要な場合は早急に連絡願いたい。

本村の昭和五十年国調人口

一万二千三百十二人

去る十月一日村民皆様の協力で昭和五十年（第十二回）の国勢調査が実施されました。

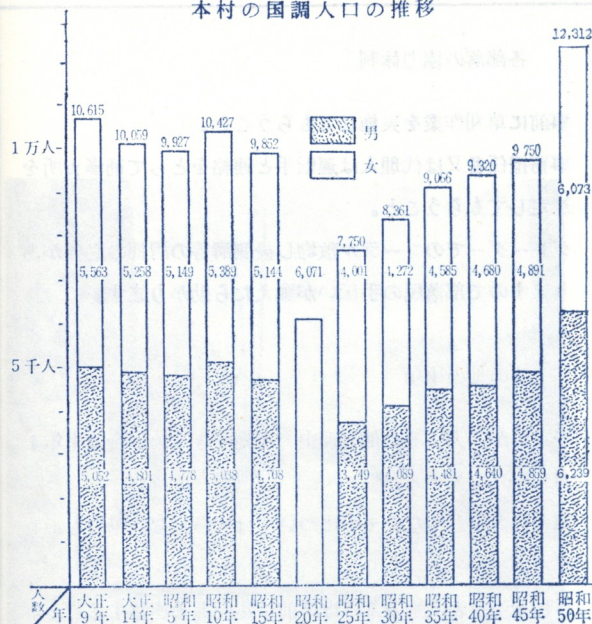
それからみると本村の人口は一万二千三百十二人となっています。

村全域を四十一調査区に分けて徹底した調査の結果まとまった数字です。

この数字が総理府統計局から推定報告されて後、向こう五カ年、本村の行政上の基本的資料として使用されることとなります。いわゆる①議員定数の決定、選挙区の決定②過密、過疎対策、地域計画③社会福祉対策④大学、研究所等での学術研究資料等の基礎数字として使用されることとなります。とりわけ地方交付税の算定の際の基準ともなり、国調時の人口の増減は市町村にとっては重要な関心事となるゆえんでもあります。

本村の行政区別の人口及び国調人口過去十二回の推移は別表の通りです。

本村の国調人口の推移



国勢調査人口・世帯数

昭和50年10月1日

区分	男	女	計	世帯数	区分	男	女	計	世帯数
幸地	577	547	1,124	218	小那覇	506	498	1,004	243
棚原	327	349	676	145	兼久	448	472	920	208
徳佐田	77	66	143	32	与那城	648	651	1,299	307
森川	73	64	137	31	我謝	930	955	1,885	435
千原	29	20	49	10	安室	94	78	172	41
上原	171	132	303	57	桃原	65	66	131	33
翁長	741	696	1,437	338	池田	136	129	265	51
呉屋	141	114	255	64	小波津	566	573	1,139	258
津花波	161	131	292	65					
小橋川	120	137	257	61					
内間	166	160	326	86					
掛保久	81	87	168	32					
嘉手苅	182	148	330	91					
					計	6,239	6,073	12,312	2,806

訂正おわび

「前号、新しい農業委員決まる」について

広報にしはら、第五五号、十月号の村政情報「二ページに掲載しました「新しい農業委員決まる」に編集ミスによる誤りがありましたので、訂正し心からおわび致します。

一、任期が向こう二カ年→向こう三カ年に訂正します。

一、呉屋安信さんの職業の軍雇用員は農業に訂正します。

そして、農業委員の氏名で呉屋良光さん、字翁長二七五番地（初）軍雇用員がもれていましたので、追加、訂正します。

村民の広場

村スポーツ少年団

九チームに団旗が授与される

去る十月五日、六時から村役場ホールで村スポーツ少年団九チームへ団旗が授与されました。

団旗が授与されたのは登録された後述の九チームだけで、まだのチームは、早目に村スポーツ少年団（翁長正吉会長）へ登録するよう呼びかけられております。

今回、団旗が授与されたのは、幸地スポーツ少年団（翁長正吉団長）棚原スポーツ少年団（比嘉貞宗団長）翁長スポーツ少年団（平良清武

団長）西原カーブスポーツ少年団

（玉城善友団長）ガッツ兼久スポー

ツ少年団（与那嶺盛吉団長）与那城

スポーツ少年団（宮平宗達団長）リ

トルタイガーススポーツ少年団（喜屋

武栄一団長）小波津スポーツ少年団

（大城祥祐団長）試験場地スポーッ

少年団（新垣徳祐団長）となつてい

ます。

村スポーツ少年団の団旗を先頭に
したスポーツ活動、文化活動、奉仕
活動が今後大いに期待されます。



団旗を授与され大喜びの団員



今日の農村社会の発展のため

生活改善婦人グループ

地域活動研究会より

去る十月六日午前十時から村役場ホールで生活改善婦人グループ地域活動研究会が開かれました。

同研究会は中部農業改良普及所が主催で実施したもので、本村婦人会

を中心に約五〇人の婦人の参加者でにぎわいました。

この研究会のネライは、近年の経済的社会的諸条件の急激な変化が農漁家及び農漁村地域にもたらした。

①農業労働の婦人化②高齢化の一層の進行③農家主婦の過重労働に伴う健康阻害、家庭運営の粗放化④地域生活環境整備の立遅れなど、複雑、かつ多くの問題に地域ぐるみ運動で対処することにあります。

開会の後オリエンテーションが開かれ、その日の研究会の内容とネライが説明された。

午前中は「みとおしのある家計運営」について毎日の生活の体験を通して素直な意見が活発に出されました。

楽しい昼食の後にはミニミニ体操で体をほぐし、生活水準調査結果と経過報告と地域活動のとりくみ方についてのレポートがなされました。

最後は、参加者を三分科会に分け、分科討議が行なわれました。

第一分科「みとおしのある生活の工夫」第二分科「主婦の教育教養を高める工夫」第三分科「住みよい地域環境作りの工夫」それぞれの分科で活発な意見が交わられました。

活発な分科討議の後に、まとめの発表が行なわれ、今後の農漁村の住みよい環境づくり、生活の計画化で暮しの工夫、後継者づくりの積極的参加、等の重点目標を確認しい、活気に満ちた中で閉会されました。



熱心に話し合いされる

第十六回全国体育指導委員 研究協議会に参加して

村教育委員会体育指導員

呉 屋 博 之

第十六回体育指導委員研究協議会
が九月十九日、二十日の二日間、青
森県青森市で開催され、私もそれに
参加する機会を得、貴重な勉強をす
ることができました。

沖縄県からは私を含め六名が参加
全国から体育指導委員一千人が参加
し、六分科会に分かれて研修が行な
われました。

私は第二分科会「地域へのスポー
ツ振興をいかにすればよいか」に属
して研修してきました。

研修を通して痛感したことを述べ
てみたいと思います。私たちが体力
を維持増強するためには、日常生活
の中に体育、スポーツを取り入れ、
生涯スポーツとして、今後のスポー
ツを位置づける必要があります。そ
のためには、青年層だけに片やらず
少年少女や老人まで気軽にできるス
ポーツを考え、いろいろな階層の人
々に適応して多種多様なスポーツを
考える必要があります。しかも、体
力の増強は健康な体をつくるだけで
なく、病気に對しての抵抗力もやし
なわれるものです。

現代社会は、病気で死亡する率が
高く、その中でも、とりわけ成人病
が高位を占めてきております。これ
は日頃から体を動かす（スポーツ）
ことを行なっていないからであると
医者の立場から論じられておりま
す。いわゆる生活水準の向上とともに
いろいろなレジャーの進出、社会
会の発展等が出現し、足腰を減退さ
せる元凶になっているという訳けで
す。「歩く」ということは人間にと
って基本的なことです。それさえ数
年前から「歩け歩け運動」という運
動として奨励しなければならぬ現
実に對して、多くの研修会参加者か

ら残念なこととして訴えられていま
した。

このような運動不足は、高度成長
の遺産ともいふべきもので、レジャ
ーに押され気味になったような感じ
がします。

こうした現状打開のため、日常生
活に密着した体力づくりを地域住民
へ浸透させるためには、どうすれば
よいかが大きな課題として研修大会
に問題提起され、活発な意見交換が
行なわれました。

その中で学んだことは、地域住民
を対象にしたスポーツ教室を開設し
て、スポーツの楽しさを一緒に味わ
い継続して、サークル活動（クラブ
結成等）にもって行けるように指導
し、地域に浸透させることが、まず
先決であると思われまふ。その点、
村営体育施設のない本村は、学校を
解放し、もっている施設を充分に活
用することが望まれます。いわゆる
学校施設が児童生徒の教育だけにと
どまらず、村民の体力づくりの場と
しても活用することが望まれている
わけです。

※もちろん学校を解放する際は、ス
ポーツをしている人のマナーも忘れ
てはならないことです。生徒たちの
翌日の学校教育に支障のないように
器材、器具の整理をするよう指導す
る必要があります。

※学校解放している市町村では青少
年の不良化の減少や地域住民のスポ
ーツに対する関心度、意欲等が高ま
りつつあるという意見がありました。

社会体育は、あるエリート選手を
育てるものではなく、村民一人一人
の健康と体力を育てるものでありま
す。本村の社会体育の現状は、まだ
まだスタートして二、三年たったば
かりであり、行政面からの立ち遅れ
が目立ちます。週休二日制の実施が
叫ばれている今日、余暇の効果的活
用が社会体育に果された課題だとい
えましよう。

本村の体育指導委員は宮平光吉さ
んと私の二人であります。本村の
人口規模からすれば四、五人程度必
要ではないかと思われまふ。

今度の研修を通して学んだことは
実に大きいものであります。この
体験を生かし、本村の社会体育の充
実発展に今後なお一層の努力をし頑
張りたいと思います。私の大会参加
にいろいろと協力いただいた村当局
はじめ関係者の方々に心から感謝を
申し上げます。



村体育指導委員 呉屋博之さん

知念高等学校PTA

西原村支部結成される

去る十一月八日土曜日、午後二時から村役場ホールで、知念高等学校PTA西原村支部結成の総会が開かれました。

結成総会には、知念高等学校に在籍する生徒を持つ父兄、約六十人が集って開かれました。

同会では、知念高等学校の教育目標達成のため、父兄と学校側との話し合いを持ち、学校の内外から生徒を指導し育成する体制を整え教育本来の目的達成を図ることを目的としています。

その目的に添って①本村地域の教育のために活動する他の団体及び機関に協力する②政府及び地方公共団体の教育予算の充実に努める等、の活動を行なう方針です。結成総会は別表の通り役員選出を行ない。その後、生徒指導について、学習指導について、進路指導に

知念高校PTA

西原村支部役員

会長	翁 正 昌
副会長	宮 平 春 子
書記会計	平 良 徹 夫
監査員	仲 宗 根 龜 吉
評議員	金 城 正 哲
〃	呉 屋 善 徳
〃	辻 野 良 雄
〃	伊 芸 千 代
〃	小 波 津 ヨ シ 子
〃	玉 那 覇 和 子
〃	呉 屋 清 一
〃	添 石 美 枝
〃	玉 那 覇 昌 枝
〃	比 屋 根 和 徳

花咲く老人パワー

第一回老人運動会盛況

近年の本村の老人クラブの活躍にはめざましいものがあります。

各種研修会、月例会、奉仕作業、等、そのエネルギーな活躍は、各方面に大きな影響を与え、喜ばれています。

高まるムードの中、去る十一月二日、午前十時から西原中学校グラウンドで、村老人クラブ連合会、村役場共催による第一回西原村老人運動会が開かれました。

同運動会の趣旨は、スポーツを通して村老人の健康の保持と、生きがいを高め、社会活動への参加意欲と

大会は堂々の入場式で幕を開け入場行進の足どりの軽快さ表状の明るさは今大会にかける元氣いっぱい的心意が感じられました。

個人種目のソフトボール投げで競技は開始されました。日ごろ「物は投げないよ」とおまごさんに言いかせるおじいさん、おばあさん。今日だけは「できるだけ遠くへ、飛んで行け」と大ハリキリ。

永年おたがいにしかれたり、しいたりして、お互いにきたえ合ったケツ庄での風船割り競走。ドッコイシヨと風船の上に大きなお尻。パーンと威勢よく割れるのは、やはり、おじいさんを敷きなれてゐるためか、おばあさんの女性チーム。

もう遠い昔の想い出、新婚旅行競走も、明るい笑いのウズの中で力走。男女別々の方から走り出し、途中、クジ引きで番号をあてて、それぞれカップルを探し合い、互いに手を取り合ってゴールイン。中には違う番号同志が手を取り合ってゴールイン。「ああ違う」とあわてふためくカップルも。おかげでカップルがないので、しょんぼり一人、トボトボゴールに入る人も。

ことに笑いのウズが起こつたのは仲良しトンネル競走。男女のカップルが、お互いに肩を寄せ合い頭と頭でボールを支え合って走り、その後ボールを腋の下からころがし、また、別のカップルが肩を組んで、という競走。身長全くデコボコのカップルが肩を組んだ時の面白さ、足の速さが全く違うカップル、時には本物の夫婦のカップル、いずれもが必死の力走で、笑いの中にも暖かい協調の姿があり大好評を博しました。

その他、全クラブ員による団体演技、汗水節、安里屋ユンタ、笑い福節、老人クラブの歌等が、日ごろ積み重ねた練習の成果を十分に発揮し、観衆の拍手かっさいをあびました。

四〇メートル年齢別リレーには五チームの外に宮平村長をはじめ村役

場のオールドパワーも参加。六〇、七〇歳台の方々と堂々(?)と力走、断然トップかに見えましたが、アンカーの村長が力あまって転倒するアクシデントに会いおしくも優勝をいっしました。老人クラブの方々の若さあふれる健闘ぶりは、実にさわやかな笑いをよびました。

特別演技として村婦人会によるニッコロ音頭、村役場職員による、エイサー(仲順流り)も披露、大会に花を添えました。役場職員は障害物競走も行ない若くて、元気な所を見せましたが、老人クラブの若さには、かないそうもないという感想が本音。

こうして本村第一回老人運動会は多くの参加者、幅広い協力体制の下盛大で、充実した内容で無事、午後四時頃、幕を閉じました。

閉会に当たって玉那覇警会長は「後片づけも立派にし、今後の老人クラブの活動がさらに発展することを目指して、明日から頑張ってください」とあいさつ。村内各方面に大きな力と励ましを与えている活躍する村老人パワーの真価を示す、すばらしい大会をしめくりました。



みんなで汗水節 (ユイヤ サッサー)



内間出身の呉屋真莉御夫妻

七〇年ぶりに帰郷

今を去ること明治二十年代に単身異郷のハワイへ渡り、ひたいに汗流して働くこと七〇余年。それ事態大変なこと。

十八歳の青年時代にハワイに移民し、その間、幾多の困難を乗り越えてこられた本村字内間出身の呉屋真莉御夫妻が去る十月二十七日、七〇年ぶりに生れ故郷の本村をおとすりました。

その日本村役場庁舎を訪問された呉屋氏御夫妻を官平村長はじめ、親

泊村議会議長、玉那覇警村老人クラブ会長、その他多数の関係者が出席え昼餐会を行いました。

七〇年ぶりに見る沖縄、そして本村のあまりに変化した姿に当時に比べ、こんなにも発展したかと、驚嘆されておりました。

真莉氏はなれない異郷での生活を通す中でも故郷西原、沖縄のことを一日も忘れることなく、各方面から支援、援助をおしませんでした。

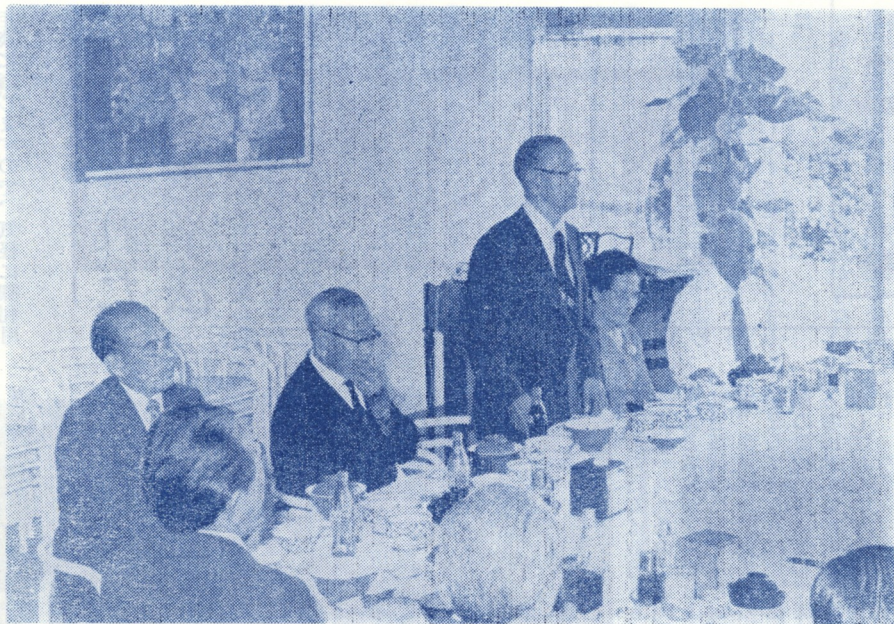
呉屋氏の豊かな郷土愛はハワイに

おける沖縄県人会長としての活躍、そして永年にわたる西原村人会長としての活躍に如実に現われていると言えましょう。

呉屋氏が西原村人会長として活躍なされたところは、沖縄の戦後の混乱期にあたり、呉屋氏は当時の本村の教育に関して多大の関心と援助をおしまれず、本村の教育にとってその恩恵にあずかる所大であったと、多くの関係者の方は当時をふりがえて語っております。

今年、八十八歳の呉屋氏は、なお意気壮健で、若い者にまだまだ負けられないと、かくしゃくとしておられ、その姿は、まさに古き良き明治時代の開拓者魂を思わせるものでし

た。
いつまでも呉屋氏御夫妻が御壮健で、今後、益々御活躍されることをお祈りしたいものです。



あいさつされる呉屋さん

他の農家等に譲渡するか、貸すかし、て農業経営から引退することです。
(注) 基準日とは経営移譲が終了する日からちょうど一年前の日をいいます。

沖縄においては、基準日における農地面積は二〇アールあればよいことになっています。

後継者に経営移譲する場合には自作地と小作地の全部を譲渡することが必要ですが、第三者に移譲する場合には、自留地として一〇アール以内を手元に残すことができます。

(注) 農地の処分については農業委員会も許可が必要です。

▼経営移譲の相手方

経営移譲の相手方は後継者が第三者に限りです。

(1) 第三者移譲の相手方

① 農業者年金の加入者（ただし、本人及び後継者を除く）

② 六〇歳未満の経営主で年金加入資格面積規模をもっている人

③ 農業者年金基金、農地保有合理化法人

④ 農業生産法人、農業協同組合等
(2) 後継者移譲の相手方

経営移譲する人の直系卑属のうち経営移譲する日まで、引き続き三年以上農業に従事していた一人の者に限りです。

① 息子や孫など経営移譲者の「後継」になる人です。

② 農協、会社等につとめている場合でも、三年以上、農繁期、休祭日等に農業に従事している人であれば後継者移譲の対象となります。

▼経営移譲年金の受給額

大正五年生まれの人が、来年からもらえる経営移譲年金の額はどのくらいになるのか？

たとえば大正五年生まれの人が昭和五十一年一月中旬に経営移譲した場合にももらえる年金額は：

月額Ⅱ 一万七千六百円

年額Ⅱ 二十一万一千三百円

その他は別表の通りとなります。

告知板

経営移譲年金

いよいよ来年から支給開始

※来年から経営移譲年金の支給が始まることご存知ですか。

来年、経営移譲年金の支給を受けることができる人々は大正五年、生まれの方々です。

大正五年生まれの人が来年から経営移譲年金がもらえるためには次の条件に合致することが必要です。

① 保険料納付済期間が三年八カ月以上あること。

② 来年（昭和五十一年）一月以降に経営移譲することが必要です。

▼経営移譲とは：

基準日から一年の間に自分が農業経営に用いていた自作地（所有権）と小作地（借入地）を自分の息子や

納付期間 保険料 保済	年金額 (月額)	年金額 (年額)
5年	17,600円	211,200円
10年	23,466円	281,600円
15年	29,333円	352,000円
20年	35,200円	422,400円
25年	44,000円	528,000円
30年	52,800円	633,600円

▼大正五年生まれの皆さんへ！

経営移譲には、いろいろな要件が付けられています。大正五年生まれの人々については、経営移譲する時期も真近にせまっております。対象の方々には、詳しく農業委員会や御相談に応じますので、気軽に御利用下さい。

改正された 公職選挙法

公職選挙法が改正され各村民から改正法についての意見がありましたので、特に本村において関係があるものから説明致します。

金権政治、金権選挙を批判する世論をバックに、三木内閣によって、国会に提出された公職選挙法（以下「公選法」という）は、衆院公選法特別委員会による委員会修正の形を踏んで成立。その審議過程については、色々と非難されましたが、去る七月十五日付の官報によって公布され、細部に触れる政令を待つて公選法は十月十四日までで、政令で定める日から政治資金規正法は来年一月一日から施行されることになりました。

改正のネライは、金のかからない公正な選挙の実現と政治活動の公明と公正を図ることにあります。

法律的な意義づけはともかく、実態は、すべての政治活動は選挙に勝つことから始まると言っても言い過ぎではないはずです。

現実に議会制民主主義が選挙によ

って支えられていますので、こうしたネライを持った改正の内容は当然、公職に立候補しようとする者ばかりでなく、一般の国民、有権者にとっても大いに関りあいがあるといつてよいでしょう。

今後、きれいな選挙をするよう公職に立候補される方、そして有権者の方々の良識と自覚を促すよう改正選挙法を説明致します。

改正点をまとめれば、公選法については①衆議院議員の総定数及び各選挙区の定数は正②供託金の引上げ③選挙公営の拡充④文書、図画の揭示および機関紙等の頒布制限の強化⑤実費弁償等の額の基準の政令委任⑥公職の候補者等の寄附の禁止⑦機関紙等の頒布の規制⑧連座制の強化等ということになります。

政規法について①政治資金の寄附の質的、量的制限②個人献金を奨励するための減税措置③政治資金の収支の公開の強化④政党の範囲の限定⑤各政党にそれぞれ一つの政治資金の授受について政党と同様の取扱いをする⑥政治活動に関する寄附の概念を明らかに規定を合理化する⑦改正法施行五年後において個人献金の拠出を一層強化するための方途や会社、労働組合、その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、さらに検討を加える等ということになる。

有権者の日常性の高いところから改正点の内容をとき、わかりやすく見ていきましょう。

(1)寄附の行為は双方とも違反
法第一九九条の二の関係で、公職にある者及び立候補しようとする者は当該選挙に関する否とを問わず、当該選挙区内にある者に対し寄附をしてはならない。また何人も公職の候補者等に対して選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないと規定してあります。

たとえば、村内部落の盆踊りや村遊び、学校の運動会、それから出産祝、新築祝はもちろん、花輪、供花香典さえできません。また、本人の名義以外の名義、それから匿名による寄附は禁止されます。

(2)看板、ポスターの数と大きさ

ポスターは、ベニヤ板、プラスチック板、その他これらに類するものを用いて掲示することはできません。

選挙事務所の立札、看板の類は縦一五〇センチメートル、横四〇センチメートルを超えてはなりません。又、立札や看板の数にも制約があります。政令で定める総数の範囲内です。かつ当該公職の候補者等、又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において通じ二つに限り掲示できます。本村に例を取りますと、総数が四枚ですから、事務所の数は二カ所ということになり、結果的には事務所の数も制限を受けることとなります。それから後援団体等に関する文書図画の掲示に関する規制も厳しくなりました。いわゆるビラなどの揭示、名入タオル、カレンダーの配布などは違反になります。それから、後援会事務所と書かれたプラスチック製の表札も禁止行為となります。

その他、政治資金規正法、選挙公営の拡大等の改正がありますが、今回は選挙法改正のネライである。「きれいな選挙」「金のかからない選挙」が徹底して実施されるよう村民の皆様の深い理解の一助にしたいと思ひます。

村選挙管理委員会

高校生の生活指導

(飲酒・喫煙)について

最近、高校生のタバコを吸う者やビール(酒)を飲んでいる者が増えているといううわさがあります。ご承知のように各高校とも校則で禁止していますし、未成年者の飲酒喫煙は法律でも禁止しています。

高校生の飲酒・喫煙は彼等の肉体的、精神的な健康に及ぼす悪影響と個人的、集団的な非行の防止の面から知念高校でも、きびしく指導してまいりますが、この問題は学校やPTAばかりでなく、地域社会や商店及び食堂経営者のご協力がないと解決できないと思います。このことをご理解いただきまして、高校生へ酒(ビール)やタバコを絶対売らないで下さい。又、食堂などでタバコを吸っている生徒を見かけたら、一言声をかけて、タバコを吸わないよう注意して下さい。以上のことすべての村民へお願いし、ご協力いただきたいと思います。

知念高校PTA西原支部会長

翁 長 正 昌